防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱

制定　令和７年 12 月 16 日付け７農振第 2139 号
農林水産事務次官依命通知

（趣旨）

第１　気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守るため、流域治水の取組を推進する必要がある。

農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組の一つである水田の雨水貯留機能の強化の取組（以下「田んぼダムの取組」という。）については、周辺や下流域の農地・住宅等の浸水被害リスクの低減を迅速に図ることができることから、その推進を図ることが重要である。

しかしながら、田んぼダムの取組の効果を十分に発揮させるためには、地域の共同活動により維持管理されている農地周りの農業用排水施設の機能が適切に発揮されている必要があることから、その補修・更新等を行う防災・減災対策を加速していく必要がある。

このため、多面的機能支払交付金の枠組みを活用し、田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の農業用排水施設について、地域の共同活動により行う補修・更新等の防災・減災対策を支援する防災・減災地域共同活動支払交付金（以下「本交付金」という。）を交付する。

（通則）

第２　本交付金による取組については、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成26年政令第347号。以下「施行令」という。）及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第14号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

２　本交付金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年６月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年６月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（本交付金の基本的考え方）

第３　本交付金の基本的な考え方については、以下のとおりとする。

（１）国民の理解の増進

地域の共同活動による農地周りの農業用排水施設の防災・減災対策は、国土の保全等の農業が有する多面的機能の適切かつ十分な発揮につながるものである。

このため、本交付金による取組の推進に当たっては、地域の農業者を中心に、地域住民や都市住民等のできるだけ多様な主体の参画が得られるよう取り組むとともに、本交付金の活動に関して、国民の理解の増進に努めることが必要である。

（２）国、地方公共団体、関係団体等の連携

本交付金による取組の推進に当たっては、国、地方公共団体、関係団体等は適切に役割分担を行い、相互に連携を図る必要がある。

特に、本交付金による取組が地域の多様な実態を反映し、その推進に当たりそれぞれの地域が創造性を発揮するためには、地方公共団体の役割が重要であり、国と地方公共団体が緊密な連携の下に一体となって本交付金による取組を推進することが必要である。

（３）各種施策との連携

本交付金の交付に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）等の関連諸制度との調和を図るとともに、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）に基づく経営所得安定対策のほか、次に掲げる施策と連携しつつ、農業の多面的機能の維持・発揮に努めることが必要である。

ア　農業生産基盤の整備に関する施策

イ　農村における環境整備に関する施策

ウ　農産物の生産体質強化、農産物の需要動向に即した生産の誘導に関する施策

エ　遊休農地の解消による優良農地の確保に関する施策

オ　環境保全型農業の推進に関する施策

カ　関係人口の創出・拡大、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持、農山漁村の活性化に関する施策

キ　国土強靭化に関する施策

（実施体制）

第４　本交付金における国及び地方公共団体の役割については、以下のとおりとする。

（１）国の役割

国は、地方公共団体、関係団体、農業者、地域住民等に対し、それぞれの役割分担の下、本交付金による取組が適切かつ効率的に行われるよう、支援及び指導を行うこととする。また、本交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、交付状況の点検及び効果の評価を行い、施策に反映するため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年４月１日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面支払実施要綱」という。）第３の１に基づいて設置する第三者機関において、多面的機能支払交付金と併せて本交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行うこととする。

（２）地方公共団体の役割

ア　都道府県知事は、本交付金による地域の取組を効果的に推進するために、別紙２の第１の３に定める本交付金の実施に関する基本方針（以下「要綱基本方針」という。）を策定するとともに、都道府県、市町村のほか、地域の実情に応じ、農業者団体、非営利団体等から構成される推進体制を構築する。なお、多面支払実施要綱第３の２の（１）の規定により構築した推進体制を本交付金における推進体制とみなすことができるものとする。

イ　市町村長は、本交付金による取組が円滑に実施されるよう、法第７条の規定に基

づき別紙１の第５に定める事業実施主体が作成する事業計画（以下「事業計画」という。）を認定する。また、活動の実施状況の確認等を行う。

（事業の内容等）

第５　本交付金は、法第３条第３項第１号ロに掲げる事業として別紙１に基づき田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の農業用排水施設の補修・更新等の活動に取り組む、多面的機能支払交付金による活動を行う広域活動組織（多面支払実施要綱別紙５に定める広域活動組織をいう。以下同じ。）又は活動組織（多面支払実施要綱別紙６に定める活動組織をいう。以下同じ。）に対して交付される交付金をいう。

（交付事業者及び事業実施主体）

第６　本交付金の交付事業者は、都道府県とし、事業実施主体は、広域活動組織又は活動組織とする。

（交付の対象及び交付率）

第７　農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、法第９条第２項及び施行令のほか、別紙１に定めるところにより、活動期間を通して本交付金に係る事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で都道府県に交付する。

２　本交付金の交付率は、定額とする。

（申請手続）

第８　交付規則第２条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第１号による交付申請書のとおりとし、本交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

２　交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第９　交付規則第２条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。））が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第10　地方農政局長等は、第８第１項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査

の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。

2　第８第１項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、１月とする。

（申請の取下げ）

第11　都道府県知事は、第８第１項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第１項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第12　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第２号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）交付金額を増額しようとするとき。

（２）事業実施主体を変更しようとするとき。

（３）交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2　都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3　地方農政局長等は、前２項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第13　交付規則第３条第１号ロの大臣が別に定める軽微な変更は、第12第１項に規定する変更以外の事業内容等の変更とする。

（事業遅延の届出）

第14　都道府県知事は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第３号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

（概算払）

第15　都道府県知事は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第４号による概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2　都道府県知事は、管内の市町村長（以下「間接交付事業者」という。）が行う交付事業（以下「間接交付事業」という。）に係る交付金（以下「間接交付金」という。）の交付を概算払により受けた場合においては、当該概算払を受けた間接交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

（実績報告）

第16　交付規則第６条第１項の別に定める実績報告書は、別記様式第５号のとおりとし、都道府県知事は、交付事業が完了したとき（第12第１項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から１月を経過した日又は翌年度の４月10日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の６月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

２　都道府県知事は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の４月 30 日までに別記様式第６号による年度終了実績報告書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。

３　第８第２項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第１項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

４　第８第２項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第７号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年６月 30 日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第17　地方農政局長等は、第16第１項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

２　地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

３　前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第18　都道府県知事は、第17第１項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第16第１項の規定に準じて提出するものとする。

２　地方農政局長等は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 17 第１項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

３　第 17 第２項及び第３項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第19　地方農政局長等は、第12第１項第３号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10第１項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

（２）都道府県知事が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合

（３）都道府県知事が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

（４）間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合

（５）間接交付事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合

（６）交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　地方農政局長等は、第１項第１号から第３号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 17 第３項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（交付金の経理）

第20　都道府県知事は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

３　前２項及び第 21 の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録による作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

４　本交付金の交付を受けた別紙１の第２に定める対象組織の代表者は、次に掲げる事項に留意して会計経理を行うものとする。

（１）本交付金は、本交付金以外の事業と区分して経理を行うこと。

（２）本交付金の使用は、別紙１の第５の（２）に定める活動計画書に規定した内容に基づいて行い、その都度領収書等支払を証明する書類を受領し、保管しておくこと。

（３）金銭の出納は、金銭出納簿より行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。

（交付金調書）

第21　都道府県知事は、交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及

び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第８号による交付金調書を作成しておかなければならない。

（間接交付金交付の際付すべき条件等）

第22　都道府県知事は、間接交付事業者に本交付金を交付するときは、第12から第14まで、第16及び第18から第21までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、都道府県知事は、間接交付事業者から第２号アの(ｲ)に係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

（１）間接交付事業者は、適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従わなければならない。

（２）間接交付事業者は、第６に定める事業実施主体に交付金を交付するときは、当該事業実施主体に対し、第12から第14まで、第16及び第18から第20までの規定に準ずる条件を付すほか、次に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、間接交付事業者は、事業実施主体からアの(ｲ)に係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を都道府県知事に納付しなければならない。

ア　財産の管理等

(ｱ)　事業実施主体は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(ｲ)　取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

イ　財産の処分の制限

事業実施主体は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）　（以下「処分制限期間」という。）において、大臣が別に定める取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ間接交付事業者の承認を受けなければならない。

ウ　財産管理台帳の整備

事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、別記様式第９号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

エ　契約等

(ｱ)　事業実施主体は、間接交付金に係る事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。

ただし、間接交付金に係る事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(ｲ)　事業実施主体は、(ｱ)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積もり合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第10号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（３）間接交付事業者は、前号イの(ｱ)の承認をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

２　都道府県知事は、前項第３号の承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

（委任）

第23　本交付金の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

附　則

この通知は、令和７年12月16日から施行する。

（別紙１）

防災・減災地域共同活動支払交付金に係る事業の実施方法

第１　事業内容

本交付金により行う事業は、対象組織（第２に定める対象組織をいう。以下同じ。）が行う、田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の農業用排水施設の補修・更新等（以下「防災・減災地域共同活動」という。）をいう。ただし、災害時緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農村振興局長が特に認める場合にあっては、緊急に事業を実施することができるものとする。

なお、流域治水プロジェクトの流域内とは、次に掲げる通知に基づき流域治水プロジェクトが策定されている、又は事業実施年度中に策定される見込みのある水系の流域内をいう。

（１）流域治水プロジェクトの推進について（令和２年６月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

（２）二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和２年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

第２　対象組織

防災・減災地域共同活動の対象組織は、広域活動組織又は活動組織とする。

第３　対象農用地

本交付金の算定の対象は、広域活動組織又は活動組織が農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う区域に存し、防災・減災地域共同活動の効果が発揮される一団の農用地であって、以下に掲げるもの（以下「対象農用地」という。）とする。

（１）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第３条第１号に規定する農用地であって、同法第８条第２項第１号に規定する農用地区域内に存するもの

（２）多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地として、都道府県知事が要綱基本方針において定める農用地

第４　対象活動

次に掲げる要件を全て満たす活動とする。

（１）田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の農業用排水施設の補修・更新等を行うものであって、第５の（２）に定める活動計画に基づくものであるこ

と。

（２）対象組織の防災・減災地域共同活動の対象とする施設・活動が、農村振興局長が別に定めるところにより国が定める活動指針及び活動要件を満たすものであること。

（３）対象組織の防災・減災地域共同活動の対象とする施設・活動が、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県が策定する指針（以下「地域活動指針」という。）及び地域活動指針に定める要件（国が定める活動指針に基づき定める要件を下回らない範囲で、地域の多様な実態を踏まえた活動が可能となるよう、都道府県が定める要件をいう。）を満たすものであること。

第５　対象組織の活動の実施等

市町村長が本交付金を交付する対象組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。

（１）事業計画

対象組織は、防災・減災地域共同活動に係る次に掲げる事項を定めた事業計画書を作成するものとする。ただし、多面支払実施要綱別紙２の第５の１の規定により対象組織が作成した事業計画がある場合は、これを本交付金の事業計画書とみなすことができる。この場合、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項は防災・減災地域共同活動に関する事項と読み替えるものとする。

ア　目標

イ　事業の内容

ウ　実施期間

エ　対象組織の構成員

（２）活動計画

対象組織は、次に掲げる事項を定めた活動計画書を作成し、これを事業計画書に添付するものとする。

ア　組織の名称及び所在地

イ　活動期間

ウ　交付金額

エ　位置図

オ　実施計画

カ　保全管理する区域内に存在する集落数

キ　その他必要な事項

（３）防災・減災整備計画

防災・減災地域共同活動を実施しようとする対象組織は、国が定める活動要件に加えて地域活動指針において定められた要件に該当する活動を実施する場合には、当該活動について防災・減災整備計画書を作成し、これを事業計画書に添付し、市町村長の認定を受けるものとする。

なお、対象組織が多面支払実施要綱別紙２第５の４の規定に基づき長寿命化整備計

画書を作成しており、本交付金の実施に際して変更のない場合は防災・減災整備計画書の添付を省略することができる。

（４）事業計画の認定

ア　対象組織の代表者は、防災・減災地域共同活動を開始しようとするときは、（１）に定める事業計画書と併せて以下に掲げるものを市町村長に提出するものとする。ただし、対象組織が多面的機能支払交付金に係る事業を実施している場合は、(ｱ)、(ｲ)及び(ｳ)を提出するものとする。

(ｱ)（２）に定める活動計画書

(ｲ) 広域活動組織にあっては、多面支払実施要綱別紙２第５の３に定める広域協定書及び多面支払実施要綱別紙５の第６に定める運営委員会規則

(ｳ) 活動組織にあっては、多面支払実施要綱別紙６の第３に定める活動組織規約

(ｴ) 土地改良区その他市町村以外の者が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う対象組織にあっては、当該所有者又は管理者との工事に関する確認書（対象組織が多面支払実施要綱別紙２第５の５の（１）のカに基づき提出した確認書に本交付金の実施に際して変更のない場合は提出を省略することができる。）

(ｵ)（３）に該当する対象組織にあっては、（３）に定める防災・減災整備計画書

イ　市町村長又は多面支払実施要綱別紙４に定める推進組織（以下「推進組織」という。）の長は、アにより提出のあった事業計画書を審査するものとする。市町村長は、審査の結果に基づき、当該対象組織に本交付金を交付することが適当であると認めるときは、事業計画を認定し、速やかにその旨を対象組織の代表者に通知するものとする。

ウ　市町村長は、対象組織の代表者からアの(ｵ)により提出された防災・減災整備計画書に定められた活動について、都道府県知事が策定する地域活動指針において定められた要件のうち、都道府県知事との協議を求める要件に該当する場合には、当該活動の内容について都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

エ　市町村長は、事業計画を認定したときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。

オ　法第７条第３項に規定する都道府県営土地改良事業によって生じた土地改良施設について防災・減災地域共同活動を実施するため、事業計画に当該土地改良施設についての管理に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について都道府県知事（当該土地改良施設を土地改良区等が管理している場合にあっては、当該土地改良区等を含む。）の同意を得なければならない。

（５）事業計画の変更

ア　対象組織は、（４）により認定された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合には、（４）の手続に準じて、市町村長の認定を受けるものとし、その他の事項の変更については、市町村長への届出を行うものとする。変更認定申請は、変更が生じた事業計画書に（４）のアのうち、変更が生じた書類を添え、市町村長に提出するものとする。

(ｱ) 第５の活動を行う対象農用地面積の変更
(ｲ) 対象施設の変更
(ｳ) 対象組織の変更
(ｴ) 活動の追加、中止又は廃止
(ｵ) 活動期間の延長

イ　対象組織は、（３）に定める防災・減災整備計画書について、次に定める事項の変更が生じた場合には、アにかかわらず、変更内容を記載した防災・減災整備計画書を市町村長に提出して市町村長の認定を受けるものとし、その他の変更については、市町村長への届出を行うものとする。
(ｱ) 国が定める活動要件に加えて地域活動指針において定められた要件に該当する活動の追加
(ｲ) 工事１件当たり概算事業費の３割以上の増加

ウ　市町村長又は推進組織の長は、対象組織から事業計画の変更認定について申請があった場合は、変更内容を審査するものとする。市町村長は、審査の結果に基づき、変更内容が適当であると認めるときは、事業計画の変更の認定をし、速やかにその旨を対象組織の代表者に通知するものとする。

エ　市町村長は、イにより対象組織から防災・減災整備計画の変更認定について申請があった場合には、（４）のウの手続に準じて都道府県知事の同意を得るものとする。

オ　市町村長は、事業計画の変更を認定したときには、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。

（６）活動の実施

ア　対象組織は防災・減災地域共同活動を実施する際には、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。
(ｱ) 対象組織は、防災・減災地域共同活動を実施しようとするときは、毎年度、あらかじめ総会の議決等所要の手続を経て実施方法等を決定すること。
　ただし、多面的機能支払交付金の資源向上活動において防災・減災地域共同活動の内容について実施方法を決定している場合は、その限りではない。
(ｲ) 対象組織は、防災・減災地域共同活動を実施する場合には、活動の対象とする施設の種類、規模や補修又は更新等の内容に応じて、施設の管理者等が求める基準等に沿って、設計、施工管理等を行うこと。
(ｳ) 対象組織は、防災・減災地域共同活動を実施する場合には、活動の内容に応じて、専門的技術を有する者の助言を得て活動を実施すること。
(ｴ) 対象組織は、交付金の適正な執行及び会計経理を行うこと。
(ｵ) 対象組織は、防災・減災地域共同活動を実施する際に新たな環境負荷が生じないよう、環境負荷低減のクロスコンプライアンスに取り組むこと。
　ただし、多面的機能支払交付金に係る事業を実施している対象組織は、多面支払実施要綱別紙１の第５の４の（１）のエ又は別紙２の第５の５の（１）のクの

規定により環境負荷低減のチェックシートの提出を行うことから、本事業における環境負荷低減のチェックシートの提出を省略することができる。

イ　認定の対象となる農用地に、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年４月１日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）に定める集落協定等の対象となる農用地を含める対象組織は、活動計画書に位置付けた防災・減災地域共同活動の実施に当たっては、防災・減災地域共同活動交付金により行うものとする。

（７）実施状況の報告

ア　活動組織は、毎年度、事業計画に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

イ　広域活動組織は、毎年度、事業計画に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、多面支払実施要綱別紙５の第５の広域協定参加者からの活動報告の確認を行った上で、これを取りまとめ、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

（８）実施状況の確認

市町村長は、事業計画に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより確認するものとする。

第６　交付額の算定

１　交付額の考え方

対象組織への本交付金の交付額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、２に規定する地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

２　交付単価

（１）対象組織への防災・減災地域共同活動に対する国の交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、次に掲げる表中の地目及び区分ごとの②の交付単価の欄に定める単価（直営施工を実施しない対象組織にあっては、当該単価に５／６を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。なお、多面支払実施要綱別紙５の第３に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に100万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

ただし、本交付金の対象組織が令和６年度に多面的機能支払交付金の資源向上活動（長寿命化）を行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限り、対象組織への防災・減災地域共同活動に対する国の交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、（３）に掲げる表中の地目及び区分ごとの②の交付単価の欄に定める単価（多面支払実施要綱別紙５の第３に定める要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあっては、当該単価に５／６を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

（２）本交付金の上限額は、同表中の①の交付単価の欄に定める単価（直営施工を実施し

ない対象組織にあっては、当該単価に５／６を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

ただし、令和６年度に多面的機能支払交付金の資源向上活動（長寿命化）を行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限り、対象組織への防災・減災地域共同活動に対する交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、（３）に掲げる表中の地目及び区分ごとの①の交付単価の欄に定める単価（多面支払実施要綱別紙５の第３に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあっては、当該単価に５／６を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。なお、多面支払実施要綱別紙５の第３に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

（３）対象組織の防災・減災地域共同活動を実施するために必要な金額が、（２）に規定する交付金の上限額未満の場合、当該対象組織に対する交付金のうち国の助成は、当該交付額全体に0.5を乗じて得た額とする。

地　目	区　分	①防災・減災地域共同活動支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	②①のうち国の助成
田	都府県	４，４００円	２，２００円
	北海道	３，４００円	１，７００円
畑	都府県	２，０００円	１，０００円
	北海道	６００円	３００円
草　地	都府県	４００円	２００円
	北海道	４００円	２００円

３　国土強靱化地域計画と重点化

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条により定められた国土強靱化地域計画に明記された事業（国土強靱化地域計画に交付・補助対象事業の施設等が特定できるよう、個別事業の事業名と箇所名等が明記されている事業をいう。）に対して重点配分する。

なお、令和８年３月交付申請分までは、国土強靱化地域計画に基づく事業（国土強靱化地域計画の記載では交付・補助対象となる事業の施設等の特定はできないものの、地域計画で当該事業にかかる施策の取組・推進等が確認できる事業をいう。）に対しても重点配分する。

第７　助成措置

国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、対象組織が当該年度において本交付金の交付に要する経費（第６の１の規定により算定された額の合計額をいう。）について、助成する。

なお、地方公共団体の負担額に対しては、所要の地方財政措置が講じられている。

第８　事業の実績等の報告

１　事業実績の報告

（１）市町村長は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業の実績を都道府県知事に報告するものとする。

（２）都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業の実績を地方農政局長等に報告するものとする。

２　実施状況の報告

（１）市町村長は、第５の（８）に規定する実施状況の確認結果について、必要に応じて対象組織に通知するものとする。

（２）市町村長は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業計画に位置付けられた事業の実施状況等について取りまとめの上、都道府県知事に報告するものとする。

（３）都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、（２）の報告を取りまとめの上、地方農政局長等に報告するものとする。

第９　交付金の返還

１　対象活動の要件の不適合等

（１）市町村長は、本交付金が、地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に使用されていると認められた場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に支出された交付金に相当する金額の返還を求めるものとする。

（２）市町村長は、対象農用地が適切に保全管理されていないと認められた場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、当該農用地部分に相当する交付金を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

（３）市町村長は、事業計画に位置付けられた農業用排水施設が適切に保全管理されていないと認められた場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、当該施設の保全管理に係る全額を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

（４）市町村長は、対象組織が第２に定める要件を満たさないことが確認された場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、当該要件に基づき交付される全額を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

２　対象農用地面積の減少

対象農用地が転用等により減少した場合、市町村長は対象組織に対して交付した交付金のうち当該対象農用地部分に相当する交付金を事業計画の認定年度に遡って返還する

ものとする。

ただし、本交付金以外の事業の活用により対象施設が減少することに伴って、当該交付金の対象農用地面積が減少した場合は、この限りではない。

3　事業計画の不備による過大交付

対象組織の代表者が作成し、市町村長が認定した事業計画の内容に誤りがあり、その結果、本来受け取るべき交付金の額を超えた額を受領した場合は、市町村長は対象組織に対して交付した交付金のうち本来交付すべき交付金の額を超えた額を対象となる事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

4　市町村長による対象組織への指導

市町村長は、対象組織が本交付金を返還するような事態を防止するため、対象組織に対し、事業計画に定められた事項を遵守した活動等が実施されるよう指導するものとする。

（別紙２）

防災・減災地域共同活動支払交付金に係る基本方針等の策定

第１　基本方針及び促進計画の策定

１　法基本方針の策定

（１）本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする都道府県知事は、法第５条の規定に基づき、大臣が定める基本指針に則して次に掲げる事項を内容とする基本方針（以下「法基本方針」という。）を策定するものとする。

ア　農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

イ　防災・減災地域共同活動支払の取組の実施を推進すべき区域の基準

ウ　促進計画の作成に関する事項

エ　その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

（２）都道府県知事は、法基本方針を策定し、又は変更しようとするときは、地方農政局長等に協議し、同意を得るものとする。

（３）都道府県知事は、法基本方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、関係市町村に通知し、また、地方農政局長等に報告するものとする。

（４）多面支払実施要綱別紙３の第１の１の規定により策定した法基本方針は本交付金の法基本方針とみなすことができるものとする。なお、この場合、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項は防災・減災地域共同活動に関する事項と読み替えるものとする。

２　法に基づく促進計画の作成

（１）本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする市町村長は、法第６条の規定に基づき、１の法基本方針に即して次に掲げる事項を内容とする促進計画を作成するものとする。

ア　促進計画の区域

イ　促進計画の目標

ウ　促進計画の区域内においてその実施を推進する事業に関する事項

エ　促進計画の区域内において特に重点的に防災・減災地域共同活動支払の取組の実施を推進する区域（定める場合）

オ　その他促進計画の実施に関し、市町村長が必要と認める事項

（２）市町村長は、促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、同意を得るものとする。

（３）市町村長は、促進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、都道府県知事に当該促進計画の写しを送付するものとする。

（４）多面支払実施要綱別紙３の第１の２の規定により作成した促進計画を本交付金の促進計画とみなすことができるものとする。なお、この場合、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項は防災・減災地域共同活動に関する事項と読み替えるものとする。

3　要綱基本方針の策定

（1）本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする都道府県知事は、管内の市町村長等と協議の上、本交付金による取組の円滑な実施を図るために、次に掲げる事項を内容とする要綱基本方針を策定するものとする。

ア　本交付金による取組の推進に関する基本的考え方

イ　本付金に関する事項

(ｱ) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

(ｲ) 交付単価

(ｳ) 交付金の算定の対象とする農用地

ウ　地域の推進体制

エ　その他

（2）都道府県知事は、要綱基本方針を策定し、又は変更しようとするときは、当該基本方針のうち（1）のイ及びウ（地域の推進体制を構成する関係団体の役割分担に関する事項に限る。）に関する事項について、地方農政局長等の同意を得るものとする。

（3）都道府県知事は、要綱基本方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

（4）多面支払実施要綱第３の２の規定により策定した要綱基本方針に資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項について定めている場合は、これを本交付金における要綱基本方針とみなすことができるものとする。なお、この場合、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項は防災・減災地域共同活動に関する事項と読み替えるものとする。

第２　事業実施計画の策定等

1　都道府県知事は、市町村長に交付金を交付しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業実施計画を策定し、地方農政局長等に提出するものとする。

2　都道府県知事は、事業実施計画を変更したときは、当該計画を地方農政局長等に提出するものとする。

3　市町村長は、対象組織に交付金を交付しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業実施計画を策定し、都道府県知事に提出するものとする。

4　市町村長は、事業実施計画を変更したときは、当該計画を都道府県知事に提出するものとする。

別記様式第1号（第8関係）

○○年度防災・減災地域共同活動支払交付金交付申請書

番　号
年月日

農政局長　殿
（北海道にあっては農林水産大臣、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事

○○年度において、下記の事業を実施したいので、防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱第８の規定に基づき、○○○円の交付を申請する。

記

防災・減災地域共同活動支払交付金　　円

事業の内容は、別添の事業実施計画書のとおり。

（注）　添付書類として、防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱別紙２の第２の１により地方農政局長等に提出した事業実施計画書を添付すること。

別記様式第2号（第12関係）

○○年度防災・減災地域共同活動支払交付金（変更/中止/廃止）承認申請書

番　号
年月日

農政局長　殿
（北海道にあっては農林水産大臣、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更/中止/廃止したいので、防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱第12の規定に基づき、申請する。

記

（注１）　記の記載内容については、別記様式第１号の記に準ずる。また、別記様式第１号による交付金交付申請書に添付した事業実施計画書を変更して提出するものとする。
この場合において、「変更/中止/廃止の理由」を添付するとともに、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

（注２）　交付金の額が増額（減額）する場合には、件名の「○○年度防災・減災地域共同活動支払交付金変更承認申請書」を「○○年度防災・減災地域共同活動支払交付金の変更及び追加（減額）交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱第12の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱第12の規定に基づき、交付金○○○円を追加交付（減額承認）されたく申請する。」とする。

別記様式第3号（第14関係）

○○年度防災・減災地域共同活動支払交付金遅延届出書

番　号
年月日

農政局長　殿
（北海道にあっては農林水産大臣、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　　氏　名

をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、
下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱第14の規定に基づき届け出る。

記

1　交付事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2　交付事業の遂行状況

区　分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	0円	0円		0円		

（注１）括弧内は、該当するものを記載すること。
（注２）交付事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第４号（第15関係）

○○年度防災・減災地域共同活動支払交付金概算払請求書

番　号
年月日

地方農政局長　　殿
（北海道にあっては農林水産大臣
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

官署支出官　　殿
（第15第１項に定める官署支出官名を記入）

都道府県知事

付け　で交付決定通知のあった事業について、
防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱第15の規定により概算払を受けたいので、
下記のとおり請求する。

記

１．請求金額　　円

２．請求金額の内訳　　現在

経費区分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③		残　高 ①-(②+③)	備考
			金額	○月○日 まで 出来高予想		
防災・減災地域 共同活動支払交付金	円	円	円	%	円	

別記様式第５号（第16第１項関係）

○○年度防災・減災地域共同活動支払交付金実績報告書

番　号
年月日

農政局長　殿
（北海道にあっては農林水産大臣、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　　氏　　名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱第16第１項の規定に基づき、その実績を下記のとおり報告する。

記

防災・減災地域共同活動支払交付金　　円

事業の内容は、別添の事業実施報告書のとおり。

（注）　1　添付書類として、防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱別紙１の第８の１により地方農政局長等に提出する事業実績報告書を添付するものとする。

2　このほかの添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は交付金調書の写しのいずれかを添付すること。また、交付金申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

3　上記添付資料に加え、必要に応じて事業実績の根拠となるその他資料を添付すること。

別記様式第6号（第16第2項関係）

○○年度防災・減災地域共同活動支払交付金年度終了実績報告書

番　号
年月日

　　農政局長　殿
（北海道にあっては農林水産大臣、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　　氏　名

　　付け　　をもって交付決定通知のあった事業について、防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱第16第２項の規定により、その実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区　分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年月日
	交付事業に要する経費（A）	国庫補助金	(A)のうち年度内支出済額	概算払受入済額	(A)のうち未支出額	翌年度繰越額	
	円	円	円	円	円	円	
翌年度繰越分							
年度内完了分							

（注）
１　本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
２　交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
３　繰越に際し、交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第７号（第16第４項関係）

○○年度防災・減災地域共同活動支払交付金消費税仕入控除税額報告書

番　号
年月日

　　農政局長　殿
（北海道にあっては農林水産大臣、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　　氏　　名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった事業について、防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱第16第４項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１．適正化法第15条の交付金の額の確定額　　金　　円
（　　付け　　号による額の確定通知額）

２．交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額　　金　　円

３．消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額　　金　　円

４．交付金返還相当額（３－２）　　金　　円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

・消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）

・付表２「課税売り上げ割合・控除対象仕入課税額等の計算表」の写し

・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）

・交付事業者が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

５．当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合には、その状況を記載

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６．当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合には、その理由を記載

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

・免税事業者の場合には、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務受付済のもの）

・交付事業者が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第8号（第21関係）

○○年度

農林水産省所管

○　○　交　付　金　調　書

国			地方公共団体名										備考
			歳入			歳出							
交付事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫負担金額相当	支出済額	うち国庫負担金額相当	翌年度繰越額	うち国庫負担金額相当	
		%											
		%											
		%											

記載要領

1　「交付事業名」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。

2　「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付対象事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。

3　「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

4　「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5　交付対象事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付対象事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫負担金額を内書（　）すること。

別記様式第９号（第22関係）

農林水産省様式

財 産 管 理 台 帳

市町村名		事業実施主体		事業実施年度	年度　～　年度

事業の内容				工期		経費の区分				処分制限期間		処分の状況		備考
名称	工種構造・規格	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費(単位:円)	経費内訳(単位:円) 国費分	地方費分	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
計														

注１：処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
注２：処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
注３：備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
　　また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。
注４：この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
注５：複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。
注６：「名称」は「水路」や「農道」等、対象施設の名称を記入すること。

別記様式第10号（第22関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年　月　日

〔事業実施主体〕殿

所　在　地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注１）○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注２）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注３）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

（注４）間接交付事業者に対する申し立ての場合であって、交付事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。